

建設委員会記録

開催日時 令和3年6月30日(水) 13:04~15:01

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

荻田 義雄 委員長

田尻 匠 副委員長

山中 益敏 委員

小林 誠 委員

田中 惟允 委員

粒谷 友示 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

国中 憲治 委員

出席理事者 松本 県土マネジメント部長

濱本 政策統括官

岡野 地域デザイン推進局長

西野 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第82号 市町村負担金の徴収について (建設委員会所管分)

議第84号 奈良県新広域道路交通ビジョンの策定について

議第85号 奈良県新広域道路交通計画の策定について

報第1号 令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(建設委員会所管分)

令和2年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(建設委員会所管分)

報第2号 令和2年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書

の報告について

報第 3号 令和2年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第13号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第14号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について

報第18号 奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告について

報第19号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

損害賠償額の決定について

報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

(2) その他

<会議の経過>

○荻田委員長 ただいまから建設委員会を開会します。

今定例会におきまして、密集・密接を避けるため、各委員会の傍聴人の定員を5人としていますので、ご承知おきをいただきます。

次に、常時出席を求める理事者の変更についてです。

今般の組織見直し等により、出席要求する理事者をお手元に配付していますので、ご了承願います。

なお、4月1日付で人事異動がありましたので、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長から、異動のあった職員の紹介を、水道局長から自己紹介並びに異動のあった職員を順次お願いします。

それでは、松本県土マネジメント部長よりお願いします。

○松本県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部職員の紹介をさせていただきます。

まず、県土マネジメント部次長、砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱の伊藤です。

○伊藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）
伊藤です。よろしくお願いします。

○松本県土マネジメント部長 続きまして、道路政策官、道路建設課長事務取扱の六車
です。

○六車県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 六車です。よろしく
お願いします。

○松本県土マネジメント部長 建設業・契約管理課長の谷です。

○谷建設業・契約管理課長 谷です。よろしくお願いします。

○松本県土マネジメント部長 用地対策課長の島岡です。

○島岡用地対策課長 島岡です。よろしくお願いします。

○松本県土マネジメント部長 道路保全課長の松井です。

○松井道路保全課長 松井です。よろしくお願いします。

○松本県土マネジメント部長 下水道課長の安井です。

○安井下水道課長 安井です。よろしくお願いします。

○松本県土マネジメント部長 以上です。よろしくお願いします。

○荻田委員長 次に、岡野地域デザイン推進局長よりお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 4月1日付で異動のありました地域デザイン推進局の職
員の紹介させていただきます。

地域デザイン推進局次長、技術担当の岡部です。

○岡部地域デザイン推進局次長（技術担当） 岡部です。よろしくお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局次長、大和平野中央プロジェクト担
当の山口です。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当）兼地域デザイ
ン推進局次長 山口です。よろしくお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局次長、医大・周辺まちづくりプロジ
ェクト担当の増田です。

○増田医療政策局次長（医大・周辺まちづくりプロジェクト担当）兼地域デザイン推進
局次長 増田です。よろしくお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 公園緑地課長の竹林です。

○竹林公園緑地課長 竹林です。よろしくお願いします。

- 岡野地域デザイン推進局長 建築安全推進課長の前田です。
- 前田建築安全推進課長 前田です。よろしくお願いします。
- 岡野地域デザイン推進局長 営繕プロジェクト推進室長の笠置です。
- 笠置営繕プロジェクト推進室長 笠置です。よろしくお願いします。
- 岡野地域デザイン推進局長 以上です。よろしくお願いします。
- 荻田委員長 次に、西野水道局長より、自己紹介と関係課室長の紹介をお願いします。
- 西野水道局長 4月1日付で水道局長を拝命しました西野です。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、同じく4月1日付で異動のありました水道局職員を紹介させていただきます。

総務課長の溝杭です。

- 溝杭水道局総務課長 溝杭です。よろしくお願いします。
- 西野水道局長 業務課長の曾和です。
- 曾和水道局業務課長 曾和です。よろしくお願いします。
- 西野水道局長 4月1日付で新設されました県域水道一体化準備室の室長、浦山です。
- 浦山県域水道一体化準備室長 浦山です。よろしくお願いします。
- 西野水道局長 以上です。どうぞよろしくお願いします。
- 荻田委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち、申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せによりまして、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承を賜りたいと思います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、政策統括官、地域デザイン推進局長、水道局長の順に説明を願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にて、ご説明、ご報告願います。

- 松本県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案について説明申し上げます。

まず、令和3年度一般会計補正予算案その他の91ページをお願いします。議第82号、市町村負担金の徴収について、県土マネジメント部所管につきましては、(仮称)

奈良インターチェンジ周辺整備事業と、急傾斜地崩壊対策事業、流域下水道事業です。

まず、（仮称）奈良インターチェンジ周辺整備事業は、JR関西本線の高架化等の工事について、急傾斜地崩壊対策事業については、奈良県土砂災害対策施設整備計画に基づき、土砂災害特別警戒区域内にある24時間利用の要配慮者利用施設、避難所等の保全工事について、さらに流域下水道事業については、浄化センターの耐震対策や老朽化対策工事を実施し、それにより利益を受ける記載の市町村に地方財政法27条の規定により、費用の一部を負担していただくものです。

94ページからの議第84号、奈良県新広域道路交通ビジョンの策定と、議第85号、奈良県新広域道路交通計画の策定につきましては、別の資料を用いて、後ほど説明させていただきます。

続きまして、報第1号、令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について、県土マネジメント部の一般会計繰越明許額につきましては、102ページから103ページにかけて款10、県土マネジメント費のうち項2の道路橋りょう費、項3の地域交通防災拠点費、項4の河川費、105ページの款13、災害復旧費の項2の土木施設災害復旧費です。

県土マネジメント部だけの合計は出ていませんが、先の2月議会におきまして、繰越明許額として302億3,700万円余をお認めいただきました。その後の精査により、令和3年度への明許繰越額は、総額267億3,500万円余となっています。主な繰越しの理由としまして、関係機関と地元調整等に不測の期間を要したことや、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の国の予算が、令和2年度を3次補正予算に前倒しで措置をされたことを受けまして、近年で最大規模となる予算を2月補正で計上したことなどです。本年度は、より機動的な流用、執行体制づくりに向けまして、既に事務手続の見直しを図るなどの対策をしています。これまで以上に早期契約、進捗管理を徹底して、繰越しの削減を図ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、106ページの事故繰越です。

県土マネジメント部の一般会計事故繰越額につきましては、款10、県土マネジメント費の項4の河川費、災害関連緊急地すべり対策事業です。事故繰越の主な理由としまして、昨年7月に奈良市鹿野園町の地滑り対策工事の実施中に、降雨により地滑り活動が活発化し、設計の見直し、応急対策等が必要となったことから、不測の日数を要したため、やむなく令和3年度に繰り越したものです。早期の完成に向けて取り組んでまい

りますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、108ページの報第3号、令和2年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてです。

流域下水道建設事業の繰越明許額は17億4,700万円余となっています。主な理由としまして、関係機関との調整に不測の期間を要したこと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に、国の予算が、昨年3次補正に前倒しで措置されたことを受け、それに対応する予算を2月補正で計上したことです。本年も引き続き、繰越削減に努めてまいります。

次に、118ページの報第13号、奈良県土地開発公社の経営状況の報告については、別の資料を用いて後ほど説明させていただきます。

次に124ページ、報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分
の報告についてです。損害賠償額の決定についての具体的な内容は、145ページから148ページにかけて、合計24件掲載しています。いずれも、県が管理する一般国道及び県道で発生した穴ぼこ等の道路管理瑕疵について損害賠償するものです。

続きまして、奈良県土地開発公社の経営状況と奈良県新広域道路交通ビジョン・計画の説明に移ります。

奈良県土地開発公社 令和3年度事業計画書の1ページに事業の実施方針を記載していますが、令和3年度におきましても、県、国と連携の下、公有地取得業務をはじめとした業務を推進してまいります。

具体的には、1ページの(1)中ほどから2ページにかけて、国からの受託事業について説明しています。国から受託している京奈和自動車道大和北道路、清滝生駒道路の買収を実施してまいります。

2ページの(2)から3ページにかけては県からの受託事業についての説明で、県から受託している資金代行業務に加えて、中央卸売市場再整備や県立医科大学新キャンパスの整備について、支援してまいります。

事業の詳細につきましては、4ページの実施計画で具体的に記載していますが、かいつまんで説明させていただきますと、道路事業については国道168号、河川事業については曾我川など、都市計画事業については、西九条佐保線ほかで実施することとしています。

また、国からの受託分、国土交通省の事業ですが、道路事業におきましては、京奈和

自動車道、清滝生駒道路等の事業用地の先行取得を行ってまいります。規模は37億円となっています。

7ページは、収益的収入及び支出の内容を記載しています。収益的収入は53億5,113万円余、収益的支出は54億266万円余となり、令和3年度の収支は5,153万円余の当期損失となる見込みです。

続きまして、奈良県土地開発公社 令和2年度事業報告書の10ページをお願いいたします。損益計算書により、公社の経営状況について説明申し上げます。

事業収益につきましては、62億5,763万円余ですが、これらは主に先行取得をした土地の売却で得た収入です。それら土地の原価が事業原価で、62億4,941万円余で、事業収益から差し引きますと、令和2年度の事業総利益は822万円余となります。そこから販売及び一般管理費7,114万円を差し引きますと、事業損失として6,291万円余となります。これに主として預金、有価証券から得た利息等、事業外収益の446万円余と、事業外費用の差を足しますと、経常損失として6,043万円余となります。ここに固定資産の無償譲渡を受けたことに伴う特別利益の21万円余と、北野台団地の著しい地価下落に伴う特別損失の5,853万円余を差し引きますと、当期の純損失として1億1,875万円余となります。

22ページに資本の部の準備金明細を掲げていますが、令和2年度期首の時点の準備金は33億9,777万円余でしたが、先ほどの損失の充当をした結果、令和2年度期末の準備金の残高は32億7,902万円余です。このような状況ですので、改善に向けて努力していく必要があると考えています。奈良県土地開発公社の経営状況にかかる説明は以上です。

続きまして、奈良県新広域道路交通ビジョン・計画の概要、2分の1と書かれた冊子の1ページをお願いします。平成30年に道路法が改正され、重要物流道路の制度が創設されました。重要物流道路とは、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が指定する道路です。今後の重要物流道路指定に当たりまして、令和3年1月、国より各都道府県へ、新広域道路交通ビジョン・計画の策定依頼がありまして、おおむね20～30年間の中長期的な視点で各都道府県単位及び地方ブロック単位のビジョン・計画を策定することとされています。国におきまして、今後、この計画に位置づけられた広域道路の中から重要物流道路の指定を行うこととなり、これらの道路を重点的に整備、機能強化を加速することとされています。

今回、策定する奈良県新広域道路交通ビジョン・計画につきましては、国の通知を基に、奈良県道路整備基本計画や奈良新『都』づくり戦略等を踏まえ、案を作成し、さきの2月議会で案を報告させていただきました。その後、1か月間、パブリックコメントを実施したところ、220名の方から480件のご意見を頂戴しました。その概要を1ページにまとめています。主なご意見として、紀伊半島のアンカールート of 早期整備など、広域道路の整備促進に関する意見が196件、企業立地や産業振興など、目的に応じた整備に関するご意見が130件、その他、重要物流道路の指定や維持管理、通行規制に関するご意見などを頂戴し、今回のビジョン・計画に反映しています。

具体的な内容につきましては、2ページにビジョンの概要と計画の概要を記載しています。パブリックコメントの結果を受け、修正した点には波線を引いています。

まず、ビジョンにつきましては、広域の交通の課題・取組という項目において、企業立地、観光振興、まちづくりに資する道路整備の推進を追記しました。また、広域的な道路工事の基本方針では、広域道路ネットワークにおいて、本県だけでなく、近畿地方や中部地方への物流拠点のアクセス確保を追記しました。

計画につきましては、交通・防災拠点において、防災機能の強化について、道の駅の整備と機能強化を追記し、案としています。

以上で、奈良県新広域道路交通ビジョン・計画の説明を終わらせていただきます。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○濱本政策統括官 6月定例県議会提出議案のうち、私の所管分を説明申し上げます。

私からは3件ご報告申し上げます。まず、令和3年度一般会計補正予算案その他の冊子の96ページをお願いします。報第1号、令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

私の担当分は、103ページ10款、項3の連携協定に基づくバス交通支援事業です。こちらにつきましては、事業主体である奈良交通が工法の検討や関係機関との協議に不測の日時を要したことにより、記載の額661万円を明許繰越したものです。

119ページの報第14号、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告につきましては、奈良生駒高速鉄道株式会社、令和2年度事業報告書の1ページをご覧ください。令和2年度事業の報告、現況に関してですが、奈良生駒高速鉄道株式会社は、平成18年に開業したけいはんな線の生駒駅から学研奈良登美ヶ丘駅間の鉄道施設を所有していて、これを近畿日本鉄道株式会社に貸し付ける事業を営んでいます。収益としては、近

鉄からの鉄道線路使用料収入が主なものです。また、費用につきましては、建設資金の償還のため、借入れを行っていますが、その際に、金利の低いものを選ぶ等、支払い利息の低減を図っています。

その結果、令和2年度の損益の結果ですが、8ページにありますとおり、経常利益が5億4,000万円余、当期純利益3億8,000万円余となりました。

2ページの資金調達状況に記載していますとおり、令和2年度末の借入金残高は172億9,000万円余で、前年度末と比較すると、約13億円減少しており、順調に建設費の償還が進んでいます。

令和2年度の事業報告書については以上です。

続きまして、奈良生駒高速鉄道株式会社、令和3年度事業計画書の1ページは令和3年度事業計画ですが、事業目標にありますとおり、今年度の利益として、営業利益が7億7,000万円、経常利益5億8,000万円を見込んでいます。

その結果、当期純損益として4億1,000万円余の利益の計上を見込んでいます。

1ページの事業実施計画に記載していますとおり、安定的な資金調達と着実な借入金返済を進めるとともに、安全性、あるいは快適性の向上などに努めるとしています。

奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の説明に関しては以上です。

最後に、報第18号、奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告について報告申し上げます。

奈良県公共交通基本計画は、平成25年に制定した奈良県公共交通条例に基づき、平成28年3月に策定したものです。この条例に基づき、令和2年度の施策の実施状況を報告申し上げます。

奈良県公共交通基本計画説明資料の1ページをご覧ください。公共交通を取り巻く環境として、県内の人口動向、観光客数の動向、あるいはマイカー普及の状況などをまとめています。令和元年度までのデータではありますが、県内の観光客数が順調に伸びてきたという点が特徴です。

2ページでは県内の公共交通の状況についてまとめています。こちらも新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年度分までの推移ですけれども、左上のグラフにありますとおり、鉄道の県内の輸送人員は、平成26年度を底として下げ止まって、やや微増の傾向です。バス事業における県内の輸送人員も、平成24年度を底に下げ止まっています。人キロメートルを見ますと、むしろ増加傾向にあったということが見てとれ

ます。一方、県内のバス事業者の経営は非常に厳しいものがありますので、それに対応する形で国や県、市町村の補助金を活用して地域の足を支えている状況です。特に近年では、市町村に負担いただく金額が大きくなっていることが特徴です。

3 ページは、施策の実施状況として、公共交通に関係する各分野の施策について、令和2年度に行ったものを記載しています。主なものを申し上げますと、これまでの取組をさらに推進していくものという分類でまとめた項目について、南部地域への誘客促進として、十津川観光特急バスの実証運行への支援、ぐるっとバスの運行ルート見直し、あるいは大和西大寺駅乗り入れに向けた試験運行などを実施して、公共交通のサービス充実を図ってまいりました。

次に、公共交通の利用環境の整備として、県内の1日当たりの利用者数が3,000人以上の鉄道駅につきまして、段差の解消、いわゆるバリアフリー率が前年度末から1.6ポイント上昇して、県内のバリアフリー率は83.9%となっています。また、ノンステップバスの導入率につきましては、前年度末から2.2ポイント上昇して、56.9%となりました。

このほかの取組として、まちづくり施策との連携として、奈良県、近鉄、奈良市の三者で協議を重ねまして、大和西大寺駅の高架化、それから、近鉄奈良線の移設事業を記載しました地方踏切道改良計画を本年3月に策定したところです。このほか、公共交通や運輸分野に携わる人材確保、育成のための取組なども進めています。

4 ページでは最新の状況として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公共交通への影響についてまとめています。昨年からの感染拡大により、人の動きにも大きな影響が生じまして、上段のグラフをご覧くださいと、オレンジの線が大きく落ち込んでいます。これは、奈良県以外の都道府県から奈良県に来県した人の動きを前年比で示したものです。これが大きく落ち込んでおり、来県者が大幅に減少していることが分かる一方、緑や青は県内の居住者が県内を移動している量、あるいは市町村内での移動を表したのですが、こちらについては、減少幅が小さい、あるいは時期によっては増加していますので、県内やエリア内での移動が主となっていることが昨年の状況であると見てとれます。

当然ながら、交通事業者にも大きな影響が出ていますので、令和2年度の取組としましては、交通事業者の皆様において、国、あるいは県、市町村の支援制度を活用いただき、感染防止対策に取り組んでいってまいります。

また、今年度の取組として、引き続き、県としても、感染拡大の防止や利便性の向上に資する取組を実施する事業者に対する支援を事業者と連携して実施してまいります。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○岡野地域デザイン推進局長 私からは、地域デザイン推進局所管の提出議案の概要につきまして、説明させていただきます。

令和3年度一般会計補正予算案その他の冊子について、議第82号、市町村負担金の徴収についての地域デザイン推進局の所管分は92ページの一番下、奈良公園施設魅力向上事業です。地方財政法27条の規定により、今年度実施する事業について、受益の限度内において、奈良市に費用の一部を負担していただくものです。

続きまして、96ページからは、報第1号、令和2年度一般会計予算の繰越計算書の報告についてです。当局では103ページの10款、県土マネジメント費、2項道路橋りょう費の中の一番下の事業の総合都市交通体系調査事業を所管しています。

104ページの10款、県土マネジメント費、5項の地域デザイン推進費に記載しています都市公園整備事業など4事業と7項の住まいまちづくり費の県営住宅建替事業を所管していますが、これらについて、地域デザイン推進局だけの合計は出ていませんが、さきの2月議会におきまして、繰越明許費として8億5,000万円余をお願いしたところです。その後の精査等により、令和3年度への繰越額は、地域デザイン推進局の合計で8億3,500万円余となりました。繰越しの主な理由としては、国補正への対応で適正な工期を確保したこと、地元など関係機関との調整に日数を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものです。今後の執行につきましては、計画的かつ着実な執行、進捗管理に取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、149ページは、報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてです。

151ページに詳細を記載していますが、家賃の滞納月数が6か月以上、または滞納額が20万円以上のもののうち、特に悪質と認められるもの2名につきまして、住宅の明渡し等の請求申立てをいたしましたので、報告するものです。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西野水道局長 私からは、水道局所管の案件につきましてご説明申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算案その他107ページの報第2号、令和2年度奈良県水

道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてです。内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費の繰越しです。予算計上額32億7,727万4,000円に対して、支払い義務発生額20億9,567万円余、翌年度繰越額4億9,800万円となっています。繰越額の財源は記載のとおりです。繰越しの理由につきましては、施工方法の検討等により不測の日数を要したことなどによるものです。早期完成に向けまして、引き続き努力してまいります。

また不用額6億8,359万円余につきましては、入札差金、不執行、工事費の執行残などによるものです。

以上が令和2年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算の繰越しについてです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○荻田委員長 それでは、付託議案につきまして、質疑があればご発言を願います。

なお、その他の事項につきまして、後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○川口（正）委員 今回の議案にうちの会派としては賛成の立場ですが、うのみにするわけにはいかない。特に私は上水道と下水道に非常に関心があるので、そのつもりで話を聞いてもらいたい。

下水道の整備について、市町村の公共下水道事業が遅れているけども、県が整備する流域下水道はもう整備がほぼ完了していると思っていた。けれども、まだ終わっていないということで、理由をそれなりに聞かせていただきました。予算と事業執行に関しては、事業を繰越しなしで完了することがほとんどないが、早め早めの執行に努めなければならない。物事を完璧に処理するための繰越明許費補正というものがどうも気に入らない。私は御所市出身ですが、御所市の流域下水道事業はもう終わっていると思ったら、まだ残っているということです。市町村の負担を理由に、流域下水道事業が遅れているように取り沙汰されている印象を私は受けている。

令和3年度一般会計補正予算案その他の冊子の92ページに流域下水道事業の市町村負担金について掲載されている。このことについて県議会議員が質問したとしても、理事者は答えようとしなない。資料を出さない。ほとんどの市町村が負担金を出している。急傾斜地崩壊対策事業では御所市も負担金を出している。負担金を出しているのだから、どこに事業があるのかと聞いても、答えが出てこない。10分の2、10分の1と書かれています。この部分は10分の2、この部分は10分の1という内容を示した資料を出せますか。我々は配慮して聞かないだけのことです。これをうのみにするわけにい

かない。議員の目が光っているということだけ、しっかりと捉えていただきたい。

いずれにしろ、予算の繰越しがないように、御所市の流域下水道について、いつ頃から着手するのかといった方針をお示しいただきたい。繰越明許費補正の問題に絡んで、あえて私は問題提起します。私の会派は議案には賛成します。

○安井下水道課長 御所市域の流域幹線管渠の整備について、川口（正）委員ご指摘のとおり、御所市の流域幹線につきましては、曾我川幹線と葛城川幹線の2系統がありまして、曾我川幹線は完了していますが、葛城川幹線に関しては、残り2.5キロメートルの区間が未整備の状態になっています。これまでも御所市の事業と連携して整備を進めてきましたが、残り2.5キロメートルにつきましても、御所市の公共下水道の整備と連携して併せて整備しています。

流域幹線の整備をどのように具体的に進めるかにつきましては、市の公共下水道事業の整備も同じですが、双方で、下水道法に基づく事業整備計画の拡大等の変更の手続を行う必要があります。それぞれの事業計画の中で、流域下水道と公共下水道の接続の構造や事業期間を定めることが求められますので、市と県での調整が必要となります。事業の着手に向けた実質的な作業として、計画内容のすり合わせ等の作業を進めていきたいと考えていまして、それを経て、事業に着手してまいります。

○伊藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）
御所市内の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、川口（正）委員ご指摘のとおり、新規整備箇所はありません。ただ、これまで整備した急傾斜地崩壊防止施設の一部が経年変化により老朽化をしていますので、老朽化した箇所の維持修繕等を行う予定としていますので議案に上げています。よろしくをお願いします。

○荻田委員長 川口（正）委員から、市町村おのこの負担率について、急傾斜地崩壊対策事業では10分の2や10分の1、20分の1、流域下水道事業では、2分の1、4分の1、6分の1などとそれぞれの記載に関する詳細な内訳についての質問がありましたが、どうなっていますか。

○伊藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）
急傾斜地崩壊対策事業の負担率に関しましては、基本的に10分の2の負担を求めています。大規模斜面であったり、保全対象の重要性によって、その半分の10分の1、あるいは20分の1といった負担を求めています。

○安井下水道課長 かなり細かい内訳となり、ここで簡単に申し上げる資料等がありま

せんので、申し訳ございませんが、整理した後ほど報告させていただきます。

○荻田委員長 資料を出せますか。

○安井下水道課長 資料を用意させていただきます。

○荻田委員長 それでは、資料を出してください。ほかにございませんか。

○山中委員 今回上程されている議案について、地域デザイン推進局が所管する奈良公園の施設魅力向上事業にトイレの洋式化という項目があります。この事業につきましては、私も以前から見守ってきた経緯もあるためお聞きしますが、当初の事業費から見ますと、執行額が大幅に減額されています。関係機関との手続に時間を要したため、事業費を減額したという変更理由が記載されていますが、主な変更内容と、減額になると、今後どのような形でトイレの洋式化が推移していくのかが非常に気になりますので、この点も含めてお聞かせいただきたい。

○竹田奈良公園室長 奈良公園内のトイレの洋式化については、関係機関との調整に時間を要したためと理由づけさせていただいています。事業費を減額しましたが、その内容につきましては、一部の外壁工事を令和3年度の執行としたということで、計画としては順調に進んでいます。今年度も外壁工事も含めて、洋式化の継続に努めています。トイレの洋式化について、令和3年度末で洋式化率9割という目標を達成するように、準備を進めています。

○山中委員 トイレ本体とは関係のない部分の工事を令和3年度に送ったということで、トイレの洋式化そのものは、令和3年度末に9割の達成を目指すということです。奈良公園周辺のトイレについては、奈良県ホームページで情報を載せていただいています。奈良公園室所管のトイレの箇所数を集計してみますと、男性用トイレの洋式化率が81%近く、女性用トイレの洋式化率は75%に達しています。

いずれにしても、令和3年度末までにトイレの洋式化率を90%まで進めるということですので、ぜひともよろしくをお願いします。

○小林（誠）委員 川口（正）委員の質問に関連して、流域下水道事業負担率に関して少し意見させていただきます。

地元としてこの負担率を了承したとしても、負担額、総額のそもそもの考え方について、私の考え方と奈良県の考え方が違うということで、代表質問で質問させていただきました。また、受益の限度内の負担になっているのかということについても質問させていただきましたので、そのことも踏まえて考えていただきたいと意見だけさせていただ

きますので、よろしく申し上げます。

○荻田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございます。ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○田中委員 自由民主党として議案に賛成いたします。

○粒谷委員 自民党奈良も全ての議案に賛成します。

○山中委員 公明党も付託議案につきましては、賛成をさせていただきます。

○小林(誠)委員 日本維新の会としましても、付託議案に賛成させていただきます。

○川口(正)委員 創生奈良も賛成します。

○田尻副委員長 新政ならも賛成します。

○荻田委員長 今、それぞれの委員から意見がありました。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。議第82号中、当委員会所管分、議第84号、議題85号及び報第19号中、当委員会所管分につきましては、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議はないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決、また承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第2号、報第3号、報第13号、報第14号、報第18号及び報第20号中、当委員会所管分につきましては、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から、奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画(案)の概要及び令和2年度予算公共事業の主な事業箇所の事業費の変更について、地域デザイン推進局長から、令和2年度予算公共事業の主な事業箇所の事業費の変更、県営住宅家

賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件の状況及び大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針－持続的な土地利用の方針－原案の概要につきましては、報告を行いたいとの申出がありましたので、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長の順に報告願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告を願います。

○松本県土マネジメント部長 報告事項について説明申し上げます。

奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（案）の概要についてですが、奈良県五條市で計画している奈良県大規模広域防災拠点につきまして、導入する機能や施設などを整理した、奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画を策定することとしています。

まず、基本方針にありますとおり、今後発生が予想される南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震など、大規模災害に備えて拠点の整備を行うもので、紀伊半島の中心に位置し、交通アクセスに優れている奈良県五條市に整備することとしています。また、的確な災害救援活動の実施のため、2,000メートル級滑走路、ベースキャンプ、航空拠点、航空搬送拠点臨時医療施設などを設けることとします。平常時を含めた活用として、防災ヘリ、ドクターヘリの拠点、さらには防災の訓練の場などを想定しています。防災拠点としての効果を早期に発現させるため、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と段階的に整備を進めることとします。これら基本方針に従って整備を行ってまいります。

この整備基本計画の検討に当たりましては、兵庫県立大学の室崎教授を座長に、奈良県広域防災に関する懇談会を合計3回開催しました。また、オブザーバーとして、内閣府の参事官からも助言をいただく形で議論を進めてまいりました。

懇談会におきましては、計画している拠点は紀伊半島の付け根にある場所で、交通のアクセスからも有効であること、また、2,000メートル級滑走路があることにより情報収集、救援部隊の参集など速やかな対応が可能となること、また、災害対応の効果を早期発現するため、段階的な整備は適切であるなどのご意見をいただきました。

今回の大規模広域防災拠点整備基本計画の策定を踏まえまして、大規模広域防災拠点として国の南海トラフ地震に関する計画に位置づけていただくとともに、本事業に対して緊急防災・減災事業債を適用していただくよう、国に要望を行ってまいります。

資料の下段で、計画地の概要と拠点の基本的な考え方について、ポンチ絵で考え方を整理して記載しています。

また、2ページに記載している導入機能と運用につきましては、情報収集、人命救助、

医療活動、物資支援、移動支援という5つの項目に分けて具体的な活動内容を整理しています。また、先ほど申し上げた段階的な整備につきましては、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と、こういった形の施設整備を行っていくのかということを示しています。整備基本計画の説明は以上です。

続きまして、報告2の令和2年度予算、公共事業の主な事業箇所の事業費変更についてです。

こちらにつきましては、毎年6月議会の当委員会において報告させていただいています。令和2年度予算につきましては、県土マネジメント部の主な事業箇所として129か所あります。そのうち令和2年度末時点で事業費の増減が3割以上となった箇所につきましては、10か所あり、その10か所について今回ご報告申し上げます。

1ページに箇所が載っていますが、初めに事業費を減額するものから説明します。上の3か所につきましては、国の交付金の国庫認証減により、事業費を減額しています。下の2か所も事業費を減額するものですが、こちらは用地交渉の難航により事業進捗を図ることができなかったものです。

2ページは事業費を増額するもので、上の2か所は交付金の国庫認証増によるもの、下の2か所につきましては、追加の調査、測量等が必要と判明したため事業費を増額したものです。県土マネジメント部所管分の報告は以上です。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局所管分の報告について、説明をさせていただきます。

報告2の公共事業の主な事業箇所の事業費の変更の資料の3ページに奈良公園施設魅力向上事業を記載していますが、これは記載しているとおりの減額になったものです。関係機関との協議、手続に時間を要したことにより事業費を減額するものですが、先ほど山中委員よりお問合せがありましたように、減額した部分につきましては令和3年度で着実に実施していきます。

続きまして、報告3の県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件の状況についてです。令和2年度におきまして、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行い、議会に報告したものをこちらに載せています。令和2年度で合計10件となっていますが、係争中、和解等を除いた判決結果はいずれも本県の主張が認められていますので、ご報告申し上げます。

次に、報告4の大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保

全の方針の原案の概要です。この方針は、今後10年間の県の都市計画の基本的な方向性を示すものです。現在の方針である奈良県都市計画区域マスタープランが策定から10年を経過していますので、現下の情勢等を踏まえ新たな方針を策定するものです。

これまでは、県が示すマスタープランの方針に基づき、市街化区域、市街化調整区域の区域区分や、住宅系、商業系、工業系の地域地区のゾーニング等により土地利用を規制抑制する、いわゆるマスタープラン型のまちづくりを進めてまいりました。これによって一定の役割を果たしてきたと思っています。しかし一方で、昨今はこれまでに経験したことのない人口減少や高齢化社会が進行していますので、こういった中においては、マスタープラン型のまちづくりだけではなかなか解決し難い課題が発生しています。例えば未利用地の増加や、市街化調整区域の無秩序な開発等の様々な問題が発生しています。こうした課題に対応しながら、本県の課題である経済の自立、雇用を創出する取組を進めるために、今回の改定では、土地利用に関する全ての人が都市づくりの方向性と将来像について共通の認識を持っていただき、市町村や地域住民が知恵を絞って実現性のある、持続可能なまちづくり計画を策定する、いわゆるボトムアップ型のまちづくりへ変更していこうということを基本的な考え方としています。

2ページに今後10年に向けた都市づくりの方向性と将来像を記載しています。現下の経済情勢等を踏まえまして、本県がこれから向かっていく方向性について、都市計画だけではなく、政策分野全般にわたって横断的に検討を重ねた結果を記載しています。

主要な都市計画の決定の方針について、主なものを申し上げますと、1つ目として、この方針の目標年次はおおむね10年後の令和12年としたいと考えています。2つ目ですが、大和都市計画区域及び吉野三町都市計画区域は引き続き市街化区域と市街化調整区域を含む、いわゆる区域区分を定めることとしたいと思っています。3つ目として、土地利用及び都市施設の整備に関する方針ですが、新たに、住宅地は「歩いて暮らせるまちづくり」を目指し、生活利便施設の誘導を図ります。また、都市計画法に基づく開発許可に関する条例の制度運用について検証し、指定した地域においては市街化調整区域でも、ある一定の条件の下、開発ができるという項目がありますが、これにつきましては、秩序ある規制、誘導が図れるよう、制度の運用について検証を行っていく方針を定めています。

最後に、今後のスケジュールですが、ただいま報告しています原案について、8月にパブリックコメントを実施し、9月に公聴会を開催したいと思っております。広く県民のご意

見を伺った後に、意見を計画に反映し、議会に報告させていただきます。その後、12月には案の公告・縦覧を行い、令和4年2月に県の都市計画審議会に諮りたいと思います。国への協議、同意などの手続が順調に進めば、令和4年5月に都市計画の決定を行う予定です。都市計画決定後は、新たな方針に基づいて市町村と連携し、県土の持続的な土地利用を目指した都市計画を進めてまいります。私からの報告は以上です。よろしくをお願いします。

○荻田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言を願いたいと思います。

○山中委員 大和都市計画及び吉野三町都市計画の方針の原案の概要についてお聞かせいただきたいと思います。今回は、もともと令和2年に策定している奈良県都市計画区域マスタープランのつくり上げをしていこうということでの内容かと思います。今回は従来のマスタープラン型まちづくりから、先ほど説明いただいたように、ボトムアップ型のまちづくりに転換しようということをお聞きしました。ただ、記載されている内容を見ますと、「都市づくりの方向性と将来像について共通認識を持ち、市町村・地域住民等が知恵を絞り、工夫を凝らして実現性のある・持続可能なまちづくりの計画を策定する」とありますが、各市町村、また、地域等でまちづくりをやっていこうという住民の皆様にとっては、この文章だけ読みますと大変難しいと思います。そこで、県としてどのような役割をしっかりと果たしながら、具体的な支援をされていくのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○坂本県土利用政策室長 具体的に市町村がボトムアップ型のまちづくりにどのように関わっていくのかについて、先ほど岡野地域デザイン推進局長から報告した内容と少し重なる部分がありますが、現在、人口減少や高齢化の時代に入っています。都市化の拡大や抑制といった時代からは変わってきて、いかに土地を利用するかという時代に来ています。その中で、これまでのマスタープラン型のまちづくりから、市町村が主になって動くボトムアップ型のまちづくりへの転換を促進する中で、県が市町村に対してどのように支援していくかということにつきましては、以前から市町村とは、この改定に基づいてワーキング等を踏まえながら協議を行っています。その中で様々な課題や問題点を県と市町村で共有できていると考えています。市町村がまちづくりに果たしていただく役割は、これまで以上に重要になってきていると考えていますので、県としては、今回の土地計画制度の運用の見直しや市町村がそれぞれの地区にふさわしい地区の整備計

画を定めていくのに従って、個別に相談を行ったり、市町村の担当者がまちづくりをイメージしやすいよう、具体的な事例を用いたガイドラインの策定に関する支援を行ってまいります。

○山中委員 今回の答弁を聞きましても、地区整備計画等についてのガイドラインや好事例を県から市町村にしっかりと示していくということが県の役割として大きいと思います。それをしっかりとつくり込んでいただきたい。もちろんこれまでもガイドラインをつくっていただいて、マスタープラン策定を支援いただいていたという認識を私自身も持っていますが、どうぞこの辺りはより細かく、より分かりやすい具体的な内容を示していただきたく、好事例を示していただければと思いますのでよろしくお願いします。

また、方針の目標年次については、おおむね10年後の令和12年を目途とするとのことですが、区域区分を定めるとした中で「なお、区分の変更については、方針策定後において関係市町村の県との協議ルールを定め、実現性が担保された地域から随時編入を行う。」と記載されています。本来は、例えばおおむね20年後を目指しての10年間で決めてしまいますと、なかなかこの10年間は動かないというか、そのマスタープランどおりに都市計画が動いていく、振興されていくと思っていますが、ここではそういった協議のルールをしっかりと守りながら、市街化編入について、実現性が担保されたら随時編入も行う方針とのこと。この背景や、実際にどういった形をイメージしながら県は随時編入していくのかお聞かせいただきたい。

○坂本県土利用政策室長 市街化編入については、山中委員お述べのとおり、これまでは一斉に10年ごとの見直しで一括編入を行ってきました。その際、市町村の様々な意向を聞き取り、土地利用を行ってきましたが、事業熟度が少し低い状態で市街化編入された事例があったため、その後、いわゆる未利用地となってしまう開発が進んでいない区域がありました。その反省も踏まえ、今回随時編入という形に変更していきたいと考えています。

今の社会状況を踏まえますと、新たなまちづくりや土地利用においては、市町村がまちづくりを計画して、より実現性が高く、土地の利用の確実性があるところを協議して随時編入を行いたいと考えています。随時編入を行うことにより、これまでは例えば企業等が開発を行いたい意向がある場合でも、定期見直しまでの期間を待ついただくことがありましたので、企業誘致を計画的に進めることが難しかったことがありました。今回の方針改正により、そういった問題を解消できますので、空き地等の低未利用地の

発生防止や縮小にもつながっていくと考えています。

○山中委員 今までは定期的に約10年のスパンで見直しをいただけてきましたが、結局のところ開発できずに未利用地になってしまったり、それとは逆に開発を計画していたものの見直しが間に合わず、次の見直しの時期まで土地の利活用できないという状況に陥ることもありました。土地活用の実現性が高まってくれば、随時計画的に編入していこうという改正は大変新たな観点かと思います。この改正がよい形で、奈良県の土地の利活用にしっかりとつながるように進めていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

最後にスケジュールについて説明いただきましたが、今後は令和4年5月に向けた手続を随時スケジュールどおりにしっかりと進めていただきたいと思います。市町村との協議についてもよろしくお願いします。

次に道路建設課にお尋ねしますが、令和3年4月に総延長約180キロメートルの京奈和自転車道がつながりました。自転車で風景を楽しみながら安全に走り抜けることのできる本当にすごいルートです。奈良県におきましても、多くの皆様に情報発信をしていただいています。この京奈和自転車道、約180キロメートルを一気通貫で走ろうということで試みていただいている方も多いかと思います。

この自転車道が全線開通してから約3か月近くがたちますが、サイクリストの皆様からの感想や課題は寄せられていますでしょうか。

○六車県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 京奈和自転車道が今年4月に開通し、新聞にも取り上げていただき、県内外のサイクリストの皆様から、サイクリングマップの入手方法等の様々なお問合せをいただいています。つながってよかったという声がある一方、案内サインが少し分かりづらいという声もありました。

○山中委員 私のもとにも、京奈和自転車道できたから早速行ってきたという声が寄せられましたが、先ほど六車道路政策官がおっしゃいましたとおり、案内道標サインがなくて道に迷ってしまったという意見がありました。また、舗装が傷んでいた、もしくはきれいに整備されていなかったため、少し走行性が悪かったという意見もあります。夏になると草木が茂ってしまうので、走行の阻害となります。自転車道の具体的な整備についてしっかりと進めていただきたいと思います。完成したからそれでいいというわけではないと思います。

北海道では、サイクリングを楽しんでいただくために、サイクリストを対象に利用実

態やニーズを取得するためのウェブアンケート調査を実施されています。この全長約180キロメートルの自転車道は既に和歌山と京都府の区間は完成していて、奈良県が一番遅く完成したため、一番クオリティーの高いものをサイクリストの皆さんには提供していただきたいと思います。ぜひとも奈良県においてもサイクリストの皆様から、アンケート調査等を通じて様々な声をいただき、改善していくための取組を進めていきたいのですが、この辺りの考えはいかがでしょうか。

○六車県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 皆様の声を聞かせいただきながら、少しずつ改善に取り組んでまいります。PDCAサイクルにより、走行環境の充実に取り組んでまいりますのでよろしく申し上げます。

○小林（誠）委員 大和都市計画及び吉野三町都市計画の方針の原案の概要についてお聞かせいただきたいと思います。2ページの都市計画法に基づく開発許可に関する条例について、奈良県が作成した都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の運用ガイドラインを拝見しますと、法律等の背景や概要とか載っていて分かりやすいのですが、平成12年に都市計画法が大幅に改正されてから約20年たち、どのような弊害やデメリットが発生しているのか。岡野地域デザイン推進局長から説明があったように、市街化調整区域における乱開発といった問題もあるかと思いますが、この20年間、制度を運用されてどういったメリット、デメリットがあり、それを踏まえて県としてはどのように検証されていくのか、今後の制度運用の方向性について教えていただきたいと思います。

○坂本県土利用政策室長 都市計画法に基づく開発許可の条例の制度運用をなぜ見直すのかについてですが、当該条例は、人口減少の課題への対応や市街化調整区域の既存集落の維持活性化を目的として、都市計画法第34条の規定に基づいて、新たな住宅としての立地を認めるための条例として、平成17年に施行したものです。

しかしながら、市街化調整区域については当然土地の価格が市街化区域と比べると安価であるということから、当初あまり想定されていなかった分譲住宅が建設されるミニ開発が行われました。そういった中で、市町村では公共下水道などのインフラの将来的な維持管理の負担増や、調整池が設置されないことによる治水への不安がデメリットとして上がってきています。

既存集落の人口の減少に一定程度ストップをかけられたと思いますが、今後、持続的なまちづくり、整序ある土地利用への誘導を図っていくためには、制度運用見直しに向

けた検討を進めていかなければならないと考えています。

○小林（誠）委員 まだ制度運用の検証段階ということで、今の答弁を聞くと、方向性の検討もこれからだと思います。ボトムアップ型のまちづくりへの転換を図ることについて、地元がしっかりとしていれば、もっといいまちづくりもできると思います。計画の中の将来像として、県土の都市活動の中心となる二大拠点ということで、奈良市と橿原市が挙げられています。私の選挙区の生駒郡や北葛城郡、西和7町、それぞれのまちづくりではこの二大地域には勝てないと思っていますが、もっと広域的、大局的な立場で奈良県の発展を考えた場合、西和広域での都市計画を県全体の計画のような発展型にしていくためには、やはり県の力添えが必要だと思います。県議会議員としても努力させていただきますので、さらなるアイデアを賜りたいと思います。今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

○川口（正）委員 今朝の読売新聞を委員の皆様にお配りしました。昨日から読売新聞では奈良市の市長選挙をめぐる特集記事が掲載されています。県域水道一体化ということで、県政と奈良市政との関係に関する記事を見て、私は今日、啞然としている。

「値上げ試算 市民反発」。何のために県域水道一体化を行うのか。その意図がこの新聞記事ではゆがめられているのではないか。奈良市も大和郡山市も県に反発しているという話を聞いています。奈良市民や大和郡山市民の負担を重くして、水道経営の厳しい市町村を助けてもらおうとする意図で県域水道一体化を目指されているのか。この記事ではそのような錯覚を起こします。記事に掲載されている資料によると、「県の資料などから作成」と書いてある。明日香村、下市町、高取町、宇陀市、大和高田市、天理市では水道料金が値下げになるけども、その他の市町村では皆値上げになる。とりわけ奈良市では大変負担が重くなると言わんばかりだ。この表に大和郡山市は出てきていない。この記事は水道局から出された資料に基づいて書かれたのか。

こういった議論が建設委員会で行われたことは全くないのではないか。これまでどのような資料で説明されたのか教えていただきたい。

2048年度の統一料金という見出しが書いてあるが、これからの27年間も引き続き荒井知事が担当するとすれば、あと6回当選しなければならない。こういったビジョンを知事は考えているのかということになる。これでは荒井知事が気の毒だと私は思う。是々非々で知事にもよいところがたくさんあります。悪いところもあります。こんな記事を書かれたら、県議会議員もぼんやりしているということになる。まさか読売新聞は

うそを書いていないと私は思う。この記事を見て、西野水道局長はどういう感想を持ちますか。

○西野水道局長 本日のこの記事を見まして、今まで市町村と協議を進める中で、県域水道一体化のメリットなりを説明させていただきましたが、その一部分が切り取られて記事になったという印象を抱いています。これまで市町村と県で検討した中で、県域水道一体化につきましても、水需要がだんだん減少していくこと、施設の老朽化が進行していくこと、大量退職等によって技術力が低下すること、県と市町村で共通する課題であるということで、そういった課題の認識が県と27市町村で一致し、本年1月に県域水道一体化を進めようという合意に至り、覚書を締結しています。

市町村と県とによる県域水道一体化のメリットにつきましても、記事にもありますように、各市町村によって現状の水道料金に差異があるものの、2048年には統合せずに単独でそれぞれを経営するよりも、一体化により水道料金の上昇は圧縮されるといった効果を示しながら協議をしてまいりました。ただ、今回の記事を見ますと、あたかも県域水道一体化により水道料金が上がるという記事になっています。その辺りはある部分を切り取って記事にされたという印象を受けています。

○川口（正）委員 物事は十把一からげでは困る。水道局は、独立採算制でしょう。企業会計でしょう。企業というのは、損して得取れという例えもあるわけだ。今は困っている自治体に、まず目を向けなければならない。困っている自治体に目を向けながら、そこに施策を置いて物事を組み立てなければならない。20年後、25年後、となると価値基準も変わります。青年時代、私は職人だったが、サラリーマンより収入が多かった。当時私は1か月で1万5,000円稼いだことがある。普通のサラリーマンはそんなに稼いでいない。当時、1万5,000円では自転車を買えなかった。歌の文句で青い背広でという歌がありますが、青年時代には、一張羅の、一人前の姿を見せるために青い背広を身に着けたかった。1万5,000円ではなかなかいい背広を買えなかった。今は1万5,000円か2万円で自転車を買うことができる。このように物は全て同じような形で維持できない。今、県域水道は黒字で、お金が余っている。新聞記事には「これまでに木津川流域の布目ダムと比奈知ダムの建設費用として約600億円を負担した」とあり、奈良市が負担しているように見えますが、国や県からもお金が出ているでしょう。国の交付税にしても、配分は均一ではないでしょう。要は水道事業に関わって、各市町村の苦勞は異なるので、今困っているところをどうするかを基本に置きなが

ら、今は困っていないけれども、やがては大変なことになるというところも含めて問題としなければならない。この記事を見たら、水道経営に困っている市町村を比較的豊かな市町村が助けるというように見受けられる。県の役割はどこにあるのか。県は全て均一で物事を進めるのか。これから25年先の水道料金に関する表を見ると、市民にどのような影響を与えるのか。奈良県知事はむちゃをするということになる。裕福な奈良市や大和郡山市が、しんどい市町村を助けようとしているのに県は何しているのかということになる。自治体のあるべき意義は何か。何でも均一にやるのが自治体の役割ですか、県の役割ですか。こんな資料を出してどうするのか。我々が県に対して、過疎地としての、南部振興として物を言っているのでも何でもない。前任の水道局長が進めたので、私は知りませんということでは済まされない。このことについて、これは討議資料でしたと、県域水道一体化の意義は、一体化により県と市町村の課題を克服するという意図であるため、新聞記事のポイントの置き方が間違っていると切り切れるのか。今回の読売新聞の記事と、県域水道一体化に対する県の意図は矛盾しないのか。矛盾するのであれば、今後どのように手だてするのか。

○西野水道局長 この資料の基となった試算、財政シミュレーションにつきましては、1月に覚書を締結する時点で、シミュレーションの結果ということで市町村にも提示しています。この記事は、その資料の一部を使用していると思われます。確かに、川口（正）委員がおっしゃられたように、県が市町村と協議をした結果の資料につきましては、県民に正しく理解いただけるように出していかなければならないことについて、不十分であったと反省します。今後、令和7年度の事業統合を目指すとして覚書を締結していますが、それに向けて改めて試算をやり直すということも含め、今後深く具体的に市町村と協議・検討していく中で、県民に県域水道一体化について理解していただけるように訴えかける資料を作成できるよう努めてまいります。

○川口（正）委員 新聞記事の第一印象が市民、県民に入ってしまった。この人々に入った感情を一朝一夕で消すことができますか。記事が間違いだと言ったら、新聞社は怒るだろうけれど、こういった報道の仕方に対して、水道局としてどのように挽回、克服するのか示してください。南部地域の市町村にとっても迷惑な話です。奈良市、大和郡山市に助けてもらうために県域水道一体化を求めたのではない。過疎地域は、様々な意味で構造的に大変な苦境に追いやられていて、どう手だてするか、対策するかということです。ずっと要望してきた。努力しますと言うならば、どういう手だてで克服するの

か。覚書はどのようなものですか。

○浦山県域水道一体化準備室長 覚書につきましては、本年1月25日に、県と上水道を運営する27市町村、ここに大和郡山市は入っていませんが、並びに水質検査を共同で行っている奈良広域水質検査センター組合との間で、現時点で合意すべき基本的事項を取りまとめた覚書を締結しました。覚書は、今後、水道事業の統合に向けて協議、検討を進めるためという位置づけのものであり、覚書には企業団の設立の年次として、令和6年度までに企業団を設立し、令和7年度までに事業を開始するということや、水道料金等について統合時点で統一することを基本とすると書いてあります。また、各市町村が持つておられる水道の資産、水道事業で生み出された資産等は企業団に全て引き継ぐということなどが示されています。

この形で今後、統合に向けて、今年度、首長レベルで構成する企業団の設立準備協議会を設置して、各市町村と協議、検討を行っていく予定です。

○川口（正）委員 どのような表現をもって説明されても私は納得しない。私の批判を奈良県政としてどのように受け止められるかについて、知事を筆頭によく協議して答えてもらいたい。私はこの場で要望します。水道に関わって困っている県民や当該市町村と協議して対処してもらいたい。助けてもらいたい、措置してもらいたい。そのことを付け加えて要望とします。

県域水道一本化について、今のような展開だと、このような不満が広がるだけです。南部に住んでいる私達に直接の影響はないにしろ、進まなければ困る。水道に関わって県民が困らない県政を求めたい。私の批判、要望に対してどのようにお答えになるのか。この場で答えられないと思うので、知事ともよく相談して答えてください。建設委員会で答えてもらいたい。知事が出てきて答えてもよろしい。荻田委員長にも申し上げます。

○荻田委員長 西野水道局長、答えを今出せますか。知事ともよく相談してください。

○西野水道局長 まず、読売新聞に対しては、これまで県と市町村との協議の中で出している資料の断片的なデータでこのような記事を掲載されたことに対して申入れをしたいと思います。県としましては、県域水道一体化の理解を深めていただくことを前提として資料を作っていましたが、今後資料作りについて工夫が必要だとは思っています。資料の切り取り方が一面的であったことについては、読売新聞に対して意見したいと考えています。

○荻田委員長 最終的な合意はいつを予定していますか。

○西野水道局長 令和4年度中に参加の最終的な判断を求める基本協定の締結を予定しております。それが令和6年度の企業団設立、令和7年度の事業統合に向けて、各団体の最終判断のタイミングということになります。

○荻田委員長 今、川口（正）委員から読売新聞社の記事に対して水道局として西野水道局長がお答えになったことについてもう一度整理して、そして知事とも協議しながら、そして次回のこの建設委員会になると思いますが、そこでどう対応するのか協議してもらいたいと思いますが、川口（正）委員、これでよろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして質問を終わりたいと存じます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

一言ご挨拶を申し上げます。

この構成による委員会は、特別な事情がない限り本日が最終になるかと思っております。昨年7月の正副委員長就任以来、委員各位及び理事者の皆様のご協力をいただきまして、無事任務を果たすことができましたことを深く感謝申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長の御礼挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉じます。ありがとうございました。